

たつの市民憲章（案）に係るパブリックコメント募集について

1 概要

新市誕生20周年の節目を迎える今年度、たつの市の未来に向けて市民の皆様が生活する上での目標となる市民憲章を制定することで、より強い一体感とともにたつの市に対する愛着、誇り、感謝を持っていただくために「たつの市民憲章」を制定することとしました。

今回、たつの市にふさわしい市民憲章となるよう下記のとおりパブリックコメントを実施します。

2 募集期間 令和7年7月25日(金)から令和7年8月25日(月)まで

3 応募資格

- (1) 市内在住、在勤又は在学の方
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する方
- (3) 本市に納税義務を有する方
- (4) 意見募集の対象案件に利害関係のある方

4 意見の提出方法

市ホームページに掲載又は閲覧場所（総務課又は各総合支所地域振興課）に設置している意見書に必要な事項（住所、氏名、電話番号、意見の要旨等）を記入の上、電子メール、郵便、ファックスにより総務課へお送りいただくか、総務課又は各総合支所地域振興課へ直接ご持参ください。

- (1) 郵送 〒679-4192
たつの市龍野町富永1005番地1
たつの市総務部総務課まで
- (2) 持参 総務課窓口又は各総合支所地域振興課窓口
受付は開庁日の8時30分から17時15分
- (3) Fax 0791-63-3780
- (4) Mail somu@city.tatsuno.lg.jp

5 意見の公表等

- (1) 提出されたご意見等に対し、個別の回答は行いません。
- (2) 意見募集の結果公表の際には、ご意見以外の内容（住所、氏名等の個人情報等）は公表しません。

6 問合せ先 たつの市総務部総務課

Mail : somu@city.tatsuno.lg.jp

Tel : 0791-64-3142

Fax : 0791-63-3780